

志布志市集落道等整備事業について

集落道（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路、農道又は林道でない道をいう。以下同じ。）及び集落内排水路の整備を促進することにより、地域の生活環境の改善に資するために、事業を実施する前の年の 10 月末までに申請受付、調査並びに翌年度予算の承認を得て実施される事業です。

1 事業内容

- (1) 集落道（市道、農道、林道を除く）の改良及び舗装工事
 - (2) 集落内排水路の新設及び改良
 - (3) 集落道・集落内排水路の整備に必要な生コンクリート等原材料の支給
- ※ 単年度及び 1 箇所当たりの事業費の上限は、道路改良及び排水路の新設・改良で 300 万円未満、原材料の支給で 30 万円未満です。

2 採択基準

- (1) 国及び県の補助事業に該当しないもの
 - (2) 事業対象の集落道及び排水路の受益戸数が 3 戸以上であること。又は対象となる集落内排水路に排水する住宅戸数が 3 戸以上であること。
 - (3) 集落道の改良は事業後の幅員が 4 m 以上になるもの
 - (4) 材料の支給及び現道舗装は、集落道の現況の幅員が 2 メートル以上であること。
- ※ 事業実施における立木等の補償はありません。また、事業実施に必要な用地については全て無償提供となり、事業完了後に分筆登記及び所有権移転の手続きを市が行い、市有地として財産管理されます。

3 事業の申請

申請は自治会等、受益者を含む団体の代表者名で申請してください。事業実施に伴い用地や立木等の補償が発生する場合は、申請までに用地及び立木等の除去に関する相談は済ませておいて下さい。

実施計画（図面）作成後の用地交渉は市職員において行いますが、過去に若干のトラブルも発生しておりますのでご協力をお願いします。

- ※ 事業実施同意書（様式第 2 号）と用地の提供を伴う場合は、事業実施に必要な土地所有者の無償提供同意書（様式 3 号）を必ず添付し、相続が発生している場合は、相続関係の同意も必要です。
- ※ また、簡単な事業箇所概要図を必ず添付して下さい。ご持参頂いた場合のみ、窓口において事業箇所図を添付することもいたしますのでよろしくご願ひいたします。